

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

株式会社 ビッグウェーブみなかみ
代表取締役 宇山 昭彦

1. お客様、従業員の体調の確認

- a. 従業員全員は就業前の体温測定などで体調を確認し、感染症の疑いがある場合は出勤を停止し適切な対応をとります。
- b. お客様に対してもツアー参加前までに体温測定などで体調を確認してもらい、感染症の症状や疑いがある場合は、ツアーの参加をお断りする場合があります。

2. 消毒設備の設置

- a. 集合場所には石鹼もしくは消毒液などを設置し、ツアー参加者には到着後の消毒をお願いする場合があります。
- b. 従業員は、石鹼や消毒液などで定期的にウイルス対策を実施します。

3. マスクの着用

- a. アクティビティ中を除き、ツアー参加者はできる限りマスクの着用をお願いします。
- b. 従業員は、アクティビティ中を除きできる限りマスクの着用をします。

4. 適切なソーシャルディスタンス

- a. 別グループでお越しのお客様同士が適切なソーシャルディスタンスが取れるよう配慮します。
- b. 更衣室利用時は、同時に室内に入る人数を制限し、3密の状態にならないように心がけます。

5. 室内、移動車両の換気

- a. 受付や待機場所はできる限り屋外スペースを使用します。
- b. すべてのエリアで定期的に適切な空気交換を行います。
- c. 車両による移動中も窓を開けて換気に努めます。

6.施設、ツアー装備品の消毒

- a. ドアノブ、手すり、テーブルなど不特定多数の人が頻繁に触れるものや場所の消毒を行います。
- b. 特に、プログラムで使用するパドル、ヘルメット、ライフジャケット、ウェットスーツ等の装備類は使用後に洗浄消毒をします。
- c. 移動に使用する車両も使用後に消毒を行います。
- d. トイレの洗浄には適切な洗剤や消毒液などを使用し清掃します。

7.ラフティング内での取り組み

- a. 同じグループのみで乗船できるようオプションサービスを設定します。

8.感染者発生時の対応と事業の継続

- a. 各事業所は感染者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応についての指導を受けます。
- b. 各事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対しては、14日間出勤を停止し、健康観察を実施します、
- c. 保健所が必要と判断した場合は、指導の指示に従い、施設や備品類の消毒を行います。
- d. 事業の継続にあたっては、保健所の指導に従い、慎重に行います。

本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行います。